

小さく始める内部不正対策

後を絶たない内部者による情報漏えい

2021年1月、大手通信会社の営業秘密にあたる技術情報を持ち出したとされる事件が、新聞等において大きく報じられました。報道によれば、2019年12月31日に容疑者が社外から自分のパソコンで同社のサーバーにアクセスし、営業秘密の技術情報を自分宛にメールで送信して不正に取得した疑いがもたれています。その発覚のきっかけは、容疑者の退職後に、同社が容疑者のパソコンから情報が漏出された形跡を確認し、警察に相談したことであるようです。

IPA（情報処理推進機構）が毎年調査している「情報セキュリティ10大脅威2021」によれば、2021年度は、狡猾化する外部攻撃やニューノーマルな働き方を狙った攻撃が組織における脅威の上位に挙げられ、内部不正による情報漏えいは前年からやや順位を落としたものの、6位にランクインしており、依然として注目されています（2020年度2位、2019年度5位）。また、「情報を管理する側も持ち出す側も意識は低い」という警視庁幹部のコメントも報道されています。

内部不正が発生した場合、風評被害や信用の毀損を恐れ、組織内部で処理されることがほとんどですから、事件が公表されるケースは氷山の一角です。実際、弊社に対しても、情報漏えいの疑いがあるとして、組織の規模を問わず、企業や代理人弁護士から退職者のパソコンやスマートフォンの解析等の相談を受けることも少なくありません。

うっかり違反も内部不正？

不正というと大げさに聞こえますし、性善説に基づく自社の従業員に対する過信などもあって、自社では起こらないと考えてしまい、対策が遅れがちです。しかし、情報漏えいや金銭の横領などだけでなく、ハラスメントや労務管理違反等、一般的に組織が対処すべき問題は多く存在します。

また、不正行為が意図的なものでなくても、ルールを知らなかったり、誤解していたことで起こる場合もありますから、ITスキルを有する人的リソースが質量ともに不足している中・小規模組織であったとしても他人事ではありません。

その対策の一つとして、組織の実情に合わせたアクセス管理制御など不正行為を防止する機能を備えたツールや、ユーザーの各種操作ログを監視できるツールなど、比較的小規模な組織でも導入が可能な内部不正対策ツールを利用することが挙げられます。最近は種類も増え、特徴も様々ですので、自社のリスクや人材、投資余力などに照らして、十分に使いこなせるものを選ぶことが出来るようになってきています。

小さく始められる内部不正対策ツール

ITに詳しい方が多くない組織でも、フォレンジックの高度な技術を意識することなく、リスク評価のための状況把握ができ、万が一本格的な調査が必要となった場合でも、スムーズに調査へ引き継ぐことができるツールとして、AOS Fast Forensic (<https://www.fss.jp/aos-fast-forensics/>)があります。裁判の証拠としての使用前提が確保されたものではないものの、特別な人材採用や教育も必要なく、コスト面でもリーズナブルに利用することが出来る点に特徴があります。OS情報、Web閲覧履歴、ファイル閲覧履歴、USB接続履歴、イベントログ（ログイン、ログオフの時間等）、存在するファイルタイプ、本格的な調査に移行できる形式での証拠データ（イメージファイルの作成）などが可能となり、定期的に内部監査などでこの検証を行うことで以下の効果が期待できます。



予 防 法 務

不正行為に対するけん制：法令遵守違反や社内不正に対する証拠調査能力が高まったことを社内にアピールし、不正に対する抑止効果が期待できます。



早 期 発 見

事実に基づく経営判断：不正行為などの疑いなどがあった場合に、早期にWebの閲覧履歴やUSB接続履歴などの情報収集が可能となり、事実に基づいた経営判断も可能に。



本 格 調 査 支 援

スムーズな本格調査への移行：不幸にして本格調査が必要となった場合、証拠データの保全や対象機器の選定など本格調査における初動調査の一部をサポートします。

本格調査から関与することが多い弊社の経験を踏まえると、調査にかけられる時間を少しでも多く確保できるに越したことはなく、また、初動対応の遅れや失敗は取り返しがつかないことからすれば、このようなツールを使って初動対応の主要な目的である証拠保全と事案概要の把握が社内で迅速に実施できることは大きなメリットになります。また、経営者の立場としても、できる限り社内で予防や早期発見に努めつつも、仮に不正の疑いが濃くなった場合には、不確実な情報に基づいて判断を行うよりも、社内で保全した客観的な証拠に基づいて、必要な対応やリソース等について経営判断を下せるほうが、より望ましいことは言うまでもありません。

【不正対応のサイクル】



変化の第一歩として

実際に事件が起きていない段階では、社内で投資の必要性が議論されることが少なく、投資効果も実感しにくいかもしれません。しかし、不正が発生した後にそれを“発見”したり“対処”したりするよりも、従業員に「これでは情報を持ち出せない」と思わせ、不正が起きないように“予防”することができれば、最も費用が掛からずに効果を得ることができます。内部監査や内部不正対策は、この状態を目指すものですから、これらに対する投資の効果はそもそも実感しづらいものです。

それでも、実際に検証を行うことで安心感が得られます。また、不正ではないかと疑われる事実が発見されれば、一気に組織内の緊張感が高まり、結果的にそれが不正でなかったとしても、組織内にリアリティのある危機感を醸成することができ、より予防効果が高まります。

まずは、環境変化に適応した内部不正対策の第一歩として、既存リソースと小さなコストで何か始めてみてはいかがでしょうか。


本件に関するお問い合わせ

リーガレックス合同会社

大阪事務所 業務執行社員 公認会計士／公認不正検査士／公認情報システム監査人／CDFP-B
立川 正人 (masato.tachikawa@legalex.co.jp)

東京事務所 業務執行社員 公認会計士／税理士／中小企業診断士
高山 清子 (sumiko.takayama@legalex.co.jp)

発行会社

会社名	リーガレックス合同会社 (LEGALEX LLC)
代表社員	深山 治 (公認不正検査士)
事業概要	LEGALEX (Legal + Expand) をコーポレートコンセプトとして、法務領域に関連するテクノロジーと公認会計士・税理士の専門性を、企業内外の法律専門家や会計専門家等に提供し、拡大する業務領域への対応を支援することを目的としている。東京・大阪・福岡を拠点に、デジタル・フォレンジックスについての高い技術と知識、会計税務に関する見識を融合させ、国内外の不正調査や内部監査等に関する数多くの支援実績を有する。
所在地	[東京] 東京都中央区銀座1-16-7 銀座大栄ビル [大阪] 大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1 阪急新大阪ビル [福岡] 福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-19 サンライフ第3ビル
HP	 https://legalex.co.jp

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。なお、本資料の意見に係る部分については、弊社の公式見解ではありません。